

である。大正八年五月より開始せられたるヴエルサイユ講和條約に對しても、右内田條約改正方針を基調として本邦は通商自由主義を戰後列國に於て採用せんことを主張したのである。而して右本邦の主張するに至りたる通商自由主義は、大正七年ウイルソン大統領により公表せられたる平和條約締結の根本原則たる第十四條とも一致するものである。

斯くの如く本邦としては歐洲大戰中に於ても通商自由主義の下に本邦の對外通商經濟の發展を諸外國に求めたる次第なるが聯合國側歐洲交戰國は固より、英佛の海外植民地に於ても其の生産資材を以て専ら本國の軍事行動又は其の援助に努力せざるを得ざるに至ると共に、勢ひ本邦に對し鐵材、羊毛、其の他の原料品の輸出制限を爲すに至りたるに付、本邦に於ては聯合國との外交交渉を以て少くも本邦が大戰前獲得したると同數量の供給確保を求める、更に大戰後聯合國の註文に應じて製造する物品の原料に對しては、對手國は輸出追加を爲すべきことを以て交渉上の原則とした。右困難なる交渉は主として英國との間に行はれたるが、米國參戰後米國との間にも所謂船鐵交換契約なるもの、米國政府と本邦民間との間に成立し、亞米利加より本邦に鐵材を供給するに對し、本邦側より船舶を傭船又は造船の形式にて米國に供給することゝし、右契約より生ずる一定差額の鐵材は本邦の國內需要に當てしむるに至つた。

大正五年六月十日より十七日の間巴里に於て聯合國間の經濟會議開催せられ、聯合國間に於ける物資殊に軍需資材の確保及交換、敵國側との通商の遮斷並に戰後に於ける聯合國間の經濟提携の繼續に付決議するところあつた。右決議に對し本邦は本邦特殊事情により必要とする除外例を設け得るとの留保を附して之に參加することゝなつた。

小村條約に於ては元來通商、關稅に關する規定と、入國、居住、企業に關する規定との二項目に分ち、前者に對し短期的に廢棄すべきものとし、後者に對しては永久的長期限と爲す趣旨となり居りしが、前記の如く對獨及奧匈通商條約は大正三年八月末戰爭により其の效力を消滅した。聯合國たる伊太利、佛蘭西、露西亞、希臘等の諸國も亦戰争

により世界經濟狀況の變動を理由として通商條約就中關稅に關する規定を一定の豫告期限を以て廢棄を通告し來た。旁々本邦は歐洲大戰中是等諸國との通商條約の改正に對し準備せざるべからざるの必要を見るに至つた。乃ち外務省に於ては是等諸國に對する通商條約の改正と戰爭に基く根本的世界情勢の變化に對應せしむる爲め、通商條約に對し如何なる改正を爲すの必要あるや調査せしむるが爲め、大正六年中小村條約改正事務に久しく關與せる經歷ある川島書記官を米國華府より召喚し、中村通商局長の下に外務省臨時調查部内に於て部局を特設し之が調査事務を開始せしむるに至つた。而して右調査の結果前記伊太利、佛蘭西、露西亞、希臘等の間には戰時中に於ける通商狀態不安定なるが爲め、不取敢暫定取極が締結せらるゝことゝなつた。

次に大正六年八月支那參戰に關聯し、支那關稅率を現実從價五分に引上げることゝなりたるに關し、之が爲め上海に於て列國會議開催せられ、有吉總領事は本邦側主席委員となりたるが、困難なる交渉を約一ヶ年間繼續したる後、支那改正關稅率は大正八年八月一日より實施せらるゝことゝなつた。其の他支那參戰と同時に支那をして高率なる國定稅率を實施し、右國定稅率を獨逸等の同盟國側生産物に適用せしめ、又支那をして前記大正五年六月巴里經濟會議の決議による對敵取引禁止令を同盟側敵國人に適用せしめ、更に支那に在る同盟國側敵國人所屬財產處分を爲さしめ、以て是等は相俟つて獨壟の經濟的勢力利益を支那全土より排斥するの措置を探らしむることゝなつた。以下節を追つて是等本邦が歐洲大戰中各國に對して採りたる通商交渉に付述ぶるところあらん。

第二節 伊、佛、希、露よりの條約廢棄通告

第一款 伊太利との交渉

歐洲大戰前に於ける世界各國の關稅制度を概括的に云ふと、第一に獨逸を中心とするところの所謂中歐協定制度（Conventional system of Central Europe）の一團である。即ち獨逸は一九〇一年十二月二十五日公布の改正關稅率法を基盤として、奥地匈牙利、伊太利、白耳義、露西亞、瑞典、諾威、丁抹、ベルカン諸國等と廣汎なる關稅協定を締結し、敍上獨逸以外の各國も亦右一九〇三年以後獨逸其の他の各國との間に關稅協定を締結し、是等中歐關稅協定諸國間の諸條約は一齊に一九〇七年一月一日より實施せられたのである。第二は複關稅制度（Double tariff system）である。佛蘭西、西班牙、希臘等之に屬する。複關稅制度と云へば國定主義、即ち非協定主義であるが、之が採用國中希臘は英獨等の條約交渉で多數の物品に付、最低稅率以下に關稅を輕減して居る。第三は自由通商主義國で英吉利、和蘭及其の直轄殖民地である。英領印度も蘭領印度と等しく自由主義の關稅非協定國であつた。第四は非協定主義の關稅保護制度であるが、之は歐洲には存在せぬ。北米合衆國、加奈陀、濠洲、中南米諸國は之に屬する。而して敍上第一乃至第三が無條件最惠國待遇主義を採用して居るのである。而して是等中歐關稅協定諸國間の諸條約は、戰爭なくとも一齊に一九一七年十二月末日を以て滿期となるのであつた。

前述の如くイタリーは中歐協定制度諸國中の一員であるため、他の中央ヨーロッパ諸國と同様に一九一七年（大正六年）十二月三十一日を以て各國との條約を廢棄し得ることとなつてゐた。それ故一九一二年（大正元年）十二月二十五日ローマに於て調印された日伊通商航海條約第二十一條には批准交換の翌日即ち大正二年六月十八日より實施し、一九一七年十二月三十一日まで效力を有すべきことを規定してゐる。イタリー政府はこの失效期日に先立ち大正五年十二月二十四日付公文を以て日伊條約及び附屬議定書の廢棄通告をなして來た。その廢棄の理由としてはイタリーフラフ政府はその協定稅率制度の完全なる改正を實行するの必要に迫られてゐること、及び現協定はイタリーの產業技術の現狀、及び全く變遷したる經濟生活上の要求に副はざることなどを擧げてゐる。然るに當時に於ける日伊兩國貿易

關係を見るに左表の如くにして、小村條約改正前の明治四十三年に於ける日本よりの輸出千七百萬圓に對し、伊太利よりの輸入は僅に五十九萬圓、又歐洲大戰前の大正二年に於ては伊太利への輸出二千九百萬圓に對し、伊太利よりの輸入は僅に百八萬圓に過ぎずして、本邦は伊太利に對し常に多大の輸出超過の地位にあつた。而して羽二重、絹手巾、麥程真田、扇子及團扇等小村條約により協定稅率の利益を受けたるものは其の輸出額を益々増加の形勢に在り、同様伊太利よりの輸入協定稅品たる綿イタリヤンス、帽子及帽體、錨釦、水銀、自動車部分品等も亦本邦への輸入増加を示し、相互協定による利益の跡嚴然たるものがあつた。然るに大正三年歐洲大戰開始と同時に、伊太利は日伊條約第九條輸出入の制限禁止撤廢を規定せる條項中但書を以て「非常ノ場合ニ於テ軍需品ニ關スルトキ」及「公安」に關するときは右條項の束縛を免れ得ることを規定し居るを利用し、本邦との輸出入品に對し制限禁止を行ふに至つた。之が爲め大正四年に於ける伊太利への本邦よりの輸出は僅に三百萬圓に激減し、其の輸入も亦僅に三十萬圓に減少するに至つた。爾後大正六年に至り本邦よりの輸出は歐洲大戰の好影響を受け再び千八百萬圓に回復したるが、伊太利よりの輸入は漸く休戦條約締結後の大正九年に至り二百十二萬圓に回復したに過ぎない。

斯る事情の下に大正五年伊太利より條約廢棄の通告を受けたる際、本邦としては小村條約の存續を可とし、又伊太利が出来るだけ速に戰争を理由とする輸出入制限禁止を撤廢せんことを欲した。仍て右日伊條約は本邦側の希望の下に大正六年末の條約満期には暫定取極によつて一ヶ年間の延長をなし、更に七年末には八年六月三十日まで延期し、それから後は無期限とし、任意の時期に聲明を發すれば聲明後三ヶ月を以て效力を失ふべきことに定め、更に大正八年八月三十日付公文により廢棄聲明後一ヶ月を以て效力を失ふ旨、但しその廢棄聲明以前一方の港を出航した船舶に搭載せる貨物（Goods in transit）は條約失效後と雖も條約上の權利を享有すべき旨規定した。これが即ち日伊の現行條約關係である。

右日伊暫定取極中の Goods in transit なる字句は、日本側の希望により挿入されたものである。取極の期限が僅に一ヶ月と云ふのは、日伊間の如き其の間に貨物の運送に早くも一ヶ月半を要するが如き場合に、航海中の貨物が暫定取極の廢棄により不測の損害を蒙るを防止せんが爲めである。此の如き航海中の貨物に對する除外例を規定して置かぬときは、例へば商人は羽二重を税率が日伊協定により一基に付四リラ半だと思ふて品物を送ると、其の航海の途中に協定が無効となつて伊太利の港に到着すると、高率なる國定税率を受くることになるかも知れない。斯くの如き不側の損害を商人に與へざるが爲め、日伊暫定取極は何時たりとも一ヶ月の通告を以て廢棄出来るが、當時航海の途中にある貨物に對しては現條約中の利益を享有せしめると云ふのである。斯かる問題は輸入禁止制限の場合にも度々起る。例へば商人は伊太利に於て麥稈眞田の輸入制限を爲すが如きことなきものと思ひ之を日本より輸出したところが、航海中に伊太利政府が新たに眞田に對し輸入禁止令を出したが如き場合である。斯かる場合には暫定取極中に前記航海中貨物に對する除外例が設けてあつたとするも、伊太利は公安の理由を以て日伊條約第九條第一項の適用なきものと主張すべきが故に、條約解釋上果して之が免除を受くべきや否やに付ては疑問あるも、日本は通商自由主義の立場上一般原則として斯かる場合にも輸入制限禁止の緩和を希望し、出來得べくば航海中の貨物のみならず、契約済の貨物に對しても、之が除外例を設けんことを主張したのである。

備考

一 航海中の貨物又は契約済 (Goods under Contracts) が輸入港に到着前輸入國政府に於て多大の關稅引上げを爲し、又は輸入の制限禁止を爲したるが如き場合に、賣手、買手は契約を解除し得べきや否や、解除し得ざるとせば、關稅引上げは賣手、買手孰れの負擔に歸し得べきや、又契約の解除を爲し得たりとせば、其の孰れか一方は他方に對し損害賠償を請求し得べきやの問題が起る。平時ならば引上關稅は F·O·B、契約ならば、買手の負擔なることは明かである。其の他の場合に付ては國際慣例上未だ決定したところがないが、國家の行爲に基くものなるが故に、斯かる場合賣手、買手共解約の自由が

あると云ふ説が今日のところ有力である。併し法律上の解釋如何に拘らず、賣手、買手は長い間の取引先關係にある場合を常とするから、妥協により之を決定するの外ない。

二 伊太利は一九一三年統計に於て輸入額三十六億三千八百萬リラ中、佛英米其他聯合國側よりの輸入額二十億七千八百萬リラ、獨塊等同盟國側の輸入額十億千三百萬リラ、又瑞西、亞爾然丁等の中立國側よりの輸入額五億四千七百萬リラ、而して同年に於ける伊太利よりの總輸出額二十五億〇四百萬リラ中、聯合國への輸出額十億五千萬リラ、同盟國側への輸出額六億三千八百萬リラ、中立國側への輸出額八億千六百萬リラ見当であつた。從て歐洲大戰の結果伊太利は同盟國側よりの輸入に於て二割八分、輸出に於ても二割六分を失ふこととなる次第である。又聯合國側としても事實貿易上の遮斷を見たる露西亞を加算するも輸入に於て三割三分五厘、輸出に於て二割八分の減少を見る勘定である。之に反し聯合國側に對しては、右露西亞を除外するも輸入に於て五割一分、輸出に於て四割を依存し居る勘定である。以て伊太利が三國同盟條約の規定あるに拘らず、終に聯合國側に參加するに至りたる重要原因の一と云ふを得む。

第八表 戰前戦後日伊貿易關係表（單位千圓）

(甲) 輸出	明治四三年	大正二年	大正四年
輸出總額	一六、八三五	二九、四一七	三〇一二
重要輸出品	一、六九八	一、一〇一	一、三一〇
屑絲及眞綿	四五九	一一七	一一七
珊瑚絲	一一一、七五三	一一四、七六七	二二一
生羽絹	五四一	四一三	四六〇
手巾	一三〇	二二一	五〇
田貞	一一四	七五	七五
	三七二	一一三	一一三

大正四年	三九	一九八
大正三年	二三四	一九七
明治四三年	五一	三一九
五九二	二四九	三一九
入		
(乙)	扇	
穎	團	
德	子	
頤	米	
八	扇	
八	金	

綿イタリアンス	一五二	一〇九
帽子帽	一四九	一二六
鉢	一四四	一二六
水	一四四	一二六
自動車部分品	一三五	一二二
葡萄酒	一三五	一二二
酒類	一三五	一二二
(雜)	一三〇	一一三
第二款 佛蘭西との交渉	一三〇	一一三
佛國は中歐協定主義國に入つてゐないが、中歐協定諸國が一九一六年十二月末日に一齊に諸通商條約を廢棄すると きは、佛國にも影響を及ぼす故佛國政府としては既に歐洲大戰なきも特別の措置をとる必要があつた。即ち佛國は右 一九一六年末になると、佛國とは等諸國との間に存在する最惠國待遇により如何なる協定税率を享受するに至るや、 九一六年十二月末日を見越し、對外關稅政策に付自由行動を探り得べきことゝ爲し置く必要があつた。然るに日佛條	一三〇	一一三

第二款 佛蘭西との交渉

約は一九一二年（明治四十五年）二月二十九日に實施せられ、其の期限が十ヶ年間であるから一九二二年（大正十一
年）二月末日が満期である。即ち佛國は右大正十一年二月末迄は日佛條約を存續せしめねばならぬことになる。斯く
佛國が束縛せらるゝことは他の諸國との條約交渉上不便であるから、日佛條約第二十條の第二項には「但シ關稅ニ關
スル最惠國待遇ヲ規定セル第五條ニ限り何時ニテモ一ヶ年ノ豫告ヲ以テ廢棄シ得ベシ」と規定し、同時に關稅に關す
る最惠國待遇が無効となると附屬議定書第四條第二項により日佛協定稅率も同時に消滅すべく、又右日佛協定稅率が
消滅すると本條約第六條、第七條及第十七條の規定は、關稅事項に關する限り同時に其の效力を消滅するとのことが
右附屬議定書第三條に規定して居る。換言すれば日佛條約の期限は十ヶ年であるが、期限中と雖も一ヶ年の豫告を以
て關稅に關する最惠國待遇及協定稅率並に第六條の輸入禁止制限の撤廃、第七條の内國稅に關する最惠國待遇、第十
七條の一般的最惠國待遇をも消滅し得るのである。即ち關稅、通商に直接の關係のない國民の入國、旅行、居住、企
業、船舶に關する規定だけが其の儘存續することとなる。

佛蘭西政府は右日佛條約第二十條第二項の規定に基いて大正七年九月四日付を以て在本邦佛國大使より後藤外務大臣宛公文を以て、大正七年九月十日より起算して一ヶ年後、即ち大正八年九月十日より前記通商航海條約第六條等の關稅に關する規定を廢棄することを通告して來た。而して其の廢棄通告の理由は、右佛國大使よりの公文の中に「平和條約締結ノ交渉ニ際シ佛蘭西政府ヲシテ何等ノ束縛ヲ受ケシメズ、且戰爭終了後必然他ノ列國ト同様ノ地位ヲ要求シ來ルベキ敵側措置ニ對抗シテ佛蘭西ヲ有利ナル地位ニ置カムトスルガ爲メナリ」と説明して居た。其の意味は歐洲大戰に由つて佛蘭西と獨逸其の他の敵側諸國との通商條約は一切效力を消滅するに至つた。然るに大戰後獨逸等の敵國側諸國は再びフランク・フォート條約の場合に於けるが如く、最惠國待遇の交換を以て戰後に於ける通商條約の基礎とすべきことを要求して來るであらう。然るに大戰後佛國通商政策の基礎を依然として最惠國待遇に置くを可とす

るや否やに付ては疑問がある。佛國は自由なる立場を採りたきに付、日本との通商政策の基礎として最惠國待遇をも廢棄したこと云ふことである。尤も佛國公文中には更に新通商條約が成立する迄の間、現存の通商條約を暫定取極を以て延長する意向なることをも附言した。

本邦政府は右佛國政府の提議に關し原因となりたる大戰後に於ける列國通商政策の基礎として最惠國待遇をも廢棄するの點に付ては異存あるところなりしも、右は來るべき講和會議に於て決定せらるべきことにてもあり、而して佛國の提議に關しては、本邦に於て殊更彼是云ふべき次第にあらざれば、右佛國の提議を了承すると同時に、不取敢現行條約の存續に付暫定取極を締結することに付佛國政府と交渉することの方針を採用した。之が爲め先づ大正八年九月十九日附を以てバプスト在本邦佛國大使と内田外務大臣との間に暫定取極が締結せられた。右暫定取極に於ては「千九百十一年八月十九日附日佛通商航海條約第五條、第六條、第七條及第十七條並に同條約附屬議定書ハ千九百十九年九月十日迄効力ヲ存續シ而シテ同日以後前記諸條及附屬議定書ハ三月毎ニ暗黙ニ更新セラレタルモノト看做ス、但シ之ニ代ルベキ他ノ協定ノ締結セラレルカ、又ハ兩締約國ノ一方ガ次期三月ノ期間經過後停止セシムル」旨聲明シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」(Il se trouveront tacitement renouvelées de trois mois)との佛國側提議を其の儘本邦側に於て承認した。其の意味は條約失效期たる大正八年九月十日以後三ヶ月、即ち十二月十日迄は當然其の效力を存續すべく、而して右十二月十日又は其の以前に廢棄の通告を爲さざる場合には次ぎ三ヶ月期間、即ち大正九年三月十日迄其の效力を存續する。其後同様三ヶ月毎に區切つて效力を存續して行くのである。之に反し廢棄を爲さんとする場合には何時にも之が通告を爲し得るのであるが、右通告の效力は右三ヶ月の更新期の終りに發生することとなるのである。例へば大正八年九月十一日に廢棄を通告しても、又大正八年十二月十日に通告しても、暫定取極の失效期は大正九年三月十日となるのである。從て本暫定取極の形式にては一般暫定取極の場合と異り、條約

廢棄期日を右更新期に一定し得るの便利があるのである。輸出業者としては右更新期に達せざる以前に貨物が對手國の到達港に達し得べき様常に積出しを注意すればよいのである。當時に於ける日佛貿易關係を見るに次表の如く、明治四十三年小村條約改正前に於て本邦よりの輸出四千五百萬圓なりしものが、大正二年には六千萬圓に増進し、大正七年には更に歐洲大戰の影響を受け一億四千二百萬圓に激増した。之に反し佛國よりの輸入は明治四十三年に於て五百萬圓、大正二年に於て六百萬圓、大正七年に於て四百萬圓に過ぎない。而して小村條約に於ては先方をして羽二重、絹手巾及漆器の最低税率を拘束し當該物品の本邦よりの輸出を確保したが日佛條約廢棄せらるゝ時は是等羽二重等のみならず、本邦輸出品は生絲等の無税品を除き全部即時最高税率を受くるに至るの重大なる不利益あるが故に、本邦としては日佛條約は何等かの形式にて存續せしむるの必要があつた。尙歐洲大戰の結果前記羽二重類、漆器、眞田等大戰前に於ける重要輸出品に付ては差したる増額を見なかつたが、新たに豆類、小麥粉、椰子油、菜子油、魚油、銅、亞鉛等の食料品、原料品並に織絲、モスリン、汽船、機械類、セルロイド等製造品の輸出が激増を見るに至り屑絲、生絲の如き從來の輸出原料品も其の輸出金額を増加するに至つた。

之に反し輸入は日佛協定税率を以てするも、佛國に差したる利益を與へざりじこと大正二年に於ける輸入額が明治四十三年に比し僅に四十一萬圓の増加を見たるを以てしても知るに足らむ。殊に小村條約改正に於て關稅を引上げたる結果トップ、モスリン、香水類の輸入は激減し、其の他佛國の特產品たる葡萄酒、シャンパン、石鹼等も漸く舊状を維持するに過ぎず。而して自動車部分品、赤鱗、ロツグウード・エツキス、芳香性揮發油及機械部分品の如き本邦製產業の保護獎勵上特に無税又は低率税を課せるものは其の輸入を増加するに至つた。大戰後は是等原料用製品も歐洲大戰の影響を受け、本邦に輸入せられざることとなつた。

次に佛領印度支那との關係に付ては、戰争により本邦に對し多額の西貢米及鴻基炭の輸入を見るに至りたるが爲

め、明治四十三年に於て本邦への輸入四百萬圓なりしものが、大正二年には三千五百萬圓、大正七年には五千五百萬圓に上つたが、之に反し佛領印度支那は小村條約改正の際日佛通商條約に加入せざるが爲め、本邦產品は最高税率を受くるにより、本邦より佛領印度支那への輸出は進展振り面白からず、漸く大正七年には戦争の影響を受け本國等よりの供給を断たれ、本邦品之に代りたる爲め五百三十萬圓の多きに上つたのである。依て本邦として印度支那が日佛通商條約に加入せんことを極力交渉したるも、小村條約改正の際本邦政府は佛領印度支那より輸入の米に對し關稅協定を拒否し、又本邦に於ては佛國に於けるが如く複關稅制を採用せざるが故に、佛領印度支那は日佛條約に參加するも本邦に於て何等の利益を得ざる次第であるから其の目的を達しなかつた。從て歐洲大戰中日本の歐洲に對する出兵を代償として、佛領印度支那をして日佛條約に加入せしめ更に同植民地に於て日本は通商經濟上優越の利益を獲得するを可とすとの說も行はれたるも、政府に於ては右歐洲出兵は本邦徵兵制度の關係上、又派遣日本軍に對する食料品運漕の關係上よりして絶對に歐洲出兵を不可能なりとするの說に決定し、派兵に關する英佛政府よりの申出を拒絕したりしが故に、歐洲戰爭中佛領印度支那問題解決の機なきこととなつた。

第九表 戰前戰後日佛貿易關係表
(單位千圓)

米及穀	三、五三三	一一一、二六八	五〇、〇〇四
棉花	五三五	七〇八	五三三
炭	五四	一五五	一、七六〇
石	備考	一一一	

備考 一九一三年に於て佛國總輸入額八十四億二千百萬法中、聯合國側よりの輸入額三十七億八千八百萬法、同盟國側より五億六千六百萬法、即ち前者は總輸入額に対し四割五分を占め、後者は六分七厘に過ぎず、同様同年に於ける佛國總輸出額六十八億八千萬法中、聯合國側への輸出額四十億五千九百萬法に對し、同盟國側への輸出額九億九千四百萬法にして、前者は總輸出額の五割九分、後者は一割五分に相當するに過ぎない。從て佛國が歐洲大戰の爲めに貿易上に受けたる影響は比較的僅少なるべき筈なるも、歐洲大戰開始と同時に佛國は戰時措置として同盟國側に對する貿易を禁止せるのみならず、聯合國及中立國側に對しても必要物資の輸出を制限するに至りしが爲め、總輸出額は殆ど半額以下となり、大戰開始後物價甚だ騰貴せしに拘らず、右總輸出額は結局歐洲大戰前の額迄回復するを得なかつた。之に反し輸入額は英國、米國等よりの軍需品の供給巨額に上りし爲め甚しく増加を見るに至り、輸出入の差額は益々甚しくなり、其の差額は正貨の流出又は聯合國側よりの融資により之を支辨した。即ち次表の如くである。

第十表 歐洲大戰中佛國輸出入額累年表（単位百萬法）

年 次	輸出額	輸入額	差額
一九一三年	六、八八〇	八、四二一	入超 一、五四一
一九一四年	四、八六九	六、四〇二	" 一、五三三
一九一五年	三、九三七	一、〇三六	" 七、〇九八
一九一六年	五、一六	一、五一五九	" 一〇、〇四四
一九一七年	未發表	"	"
一九一八年	四、〇〇〇	一六、五〇〇	" 一二、五〇〇
一九一九年	五、〇〇〇	二一、〇〇〇	" 一六、〇〇〇

第三款 希臘との交渉

明治三十二年六月一日始めて希臘との間に締結された條約は、陸奥條約方針たる最惠國待遇を基礎とした對等條約であつた。日本が歐羅巴諸國中對等條約を締結したのは之が最初である。從て其の有效期限は他の陸奥諸條約と等しく十二ヶ年であつて明治三十二年七月十六日を満期としたけれども小村條約改正の際廢棄通告が行はれなかつた。然るに歐洲大戰開始後大正八年五六日付公文を以て駐日希臘公使は、同年五月十日より起算したる一ヶ年後即ち大正九年五月十日を以て右條約を廢棄せしむべく通告し來つた。而して此の失效期である大正九年五月十日に先立ち三月十九日付公文を以て右五月十日以後現行條約は無期限に通告後三ヶ月間有效となすべき暫定取極が調印された。更に其後大正十三年八月十四日付を以て希臘國外務大臣より右暫定取極は大正十三年十二月十日を以て廢棄せらるべき趣旨の公文が在希臘日本公使に對し通告された。其の理由としては、最近の機會に實施せらるべき希臘新關稅法に於ては最惠國待遇を全般的に賦與せざる方針なるによるが爲めと記してあつた。即ち希臘政府は日本から輸出せらるゝ全部の品物に對して最惠國待遇を附與せず、限定せられた數品或は數十品のみに最惠國待遇を附與すと云ふ方針を採つたのである。

希臘は斯かる方針を以て諸外國に對しても臨んだのであるが、之を貫徹するを得ず其の代りに複關稅法を採用することとなつた。之が爲め大正十三年十二月九日付公文を以て前記日本との暫定取極は大正十四年二月二十八日迄延期すべきことを通告し、更に大正十四年二月二十日付公文を以て之を大正十四年五月三十一日迄延期し、次いで大正十四年五月八日付公文を以て希臘政府は日本希臘間に確定條約の締結するに至る迄最惠國待遇の交換を約したきこと、又右暫定取極は何時たりとも三十日の豫告を以て之を廢棄するものと爲したき意向を提議し來り、日本は同五月三十日

日公文を以て之に同意を與へた。之が現行日希條約關係である。右最後の暫定取極は三十日と云ふが如き短期間であり、而も日伊條約に於ける如き廻航中の貨物に對する除外例は規定されてゐないから、日本政府としては右廻航中の貨物に對して最惠國待遇を存續せんことを希望したが、希臘政府としては之が前例となり他の諸國も亦斯くの如き除外例を求め來らんことを虞れ、日本の提議に應じなかつた。

尙歐洲大戰中本邦より希臘への輸出は俄に増進し、希臘側統計によれば一時は七、八百萬圓の多きに及んだ。又希臘政府は當初中立國として残り、又海運國として貿易上多額の運賃收入を獲得したるが故に、希貨の爲替相場は一時米貨以上の價値を有するが如き情勢であつた。

備考 一九一六年（大正五年）頃となると歐洲戰局は益々進展し、同盟國側は西方よりセルビヤ、モンテネグロ、アルバニアを席卷してアドリヤ海に沿ひ南下し希臘を占據せんとする形勢を示し、又東方よりサロニカを突破して多島海に進出せんとし、事實多島海は獨逸側潛航艇の巢窟となり、スエズ經由地中海航路は遮斷せらるゝに至つた。仍て聯合國側は希臘政府を強要して聯合國側に參戰せしめんことを欲し、之が爲め先づ聯合國側に好意を有せるヴェニゼレス首相を擁してサロニカに新政府を造らしめたるが、獨逸皇帝の妹を皇后とせらるゝ等の關係上獨逸側に好意を有せられたるコンスタンチン皇帝は、聯合國側の壓迫により六月十二日國外に蒙塵せられ、長子アレキサンダー皇帝として立たれ聯合國側の希望を容れ獨墮に宣戰し、サロニカに出陣せらるゝに至つた。斯くて希臘は完全なる聯合國の一員として參戰するに至つたが、間もなくアレキサンダー皇帝は崩御せられ、其の弟俄にジョージ二世皇帝となられた。大正八年五月聯合國側の懲憲により小アジヤ、スマルナ方面に遠征軍を送り一時土耳其軍をアンゴラ附近迄壓倒するに至つたが、其後一九二〇年十二月希臘に於て革命起りコソボスタンチノ皇帝復位せられたるが故に、聯合國側は從來の約に背き希臘軍に對し武器を供給せざることとなつた。茲に於てスマルナ方面の希臘遠征軍は新たにソヴェート側の援助を得たるケバルパシャ軍の爲め大敗を受け、百萬に亘る希臘難民と共に本國に逃げ還り、希臘遠征軍の首長たるガナタス將軍等は革命を起し、コソボスタンチノ皇帝の政府を再び國外に逐出するに至つた。之が爲め希臘は一九二〇年八月二十日調印のセーヴル條約に於てコソボスタンチノーブル、スマルナ地方に於ける特殊權益を認められ

たるも、之が實果を收むるに至らず、其後も希臘に於ては數次革命起り、一九一二年八月の革命によりジョージ皇帝復位せられたる一九二三年十月には再び革命起り、ジョージ皇帝も退位せらるゝに至り國內更に混亂を極めたる後、漸く一九二六年八月ザイミス舉國一致内閣成立し、翌一九二七年六月三日希臘共和國新憲法を始めて公布せられコンドリオチス提督第一次大統領となり國內安定を見るに至つた。之より先き一九二三年七月二十四日ローザン條約成立し、土耳其との間に國交を回復したるが、聯合國は希臘が聯合國側に參加せる爲め窮地に陥れるに同情し、一九二六年及一九二八年避難民救濟の爲め前後二千萬磅の借款を許與し、希臘政府は之を基礎として暴落せる國內通貿を安定せしむるを得た。其後一九三六年八月ヌタクサス將軍のクーデターによりジョージ皇帝復位君主政を回復するに至つた。

試みに歐洲大戰前に於ける希臘と各國との貿易關係を見るに、歐洲大戰前の一九一二年統計に於て希臘總輸入額一億五千八百萬ドラクマ（一ドラクマは一法に相當す）の中、聯合國よりの輸入額九千萬ドラクマ、同盟國側よりの輸入額五千九百萬ドラクマにして、前者は總輸入額の五割七分、後者は其の三割七分に相當す。又同年に於ける希臘輸出額一億四千六百萬ドラクマの中、聯合國への輸出額九千萬ドラクマ、同盟國側への輸出額三千九百萬ドラクマにして、前者は總輸出額の六割一分、後者は其の二割七分に相當す。而して輸入國中最も主要なるものは英國（三千八百萬ドラクマ）、オーストリア・ハンガリー（二千八百萬ドラクマ）、露西亞（二千四百萬ドラクマ）とし、之に次ぐものを獨逸（一千四百萬ドラクマ）、土耳其（九百萬ドラクマ）及佛蘭西（九百萬ドラクマ）とす。其的主要輸入品は穀物及工業製品にして、前者は露西亞、オーストリア・ハンガリー及土耳其より輸入し、後者は英獨佛等より輸入す。之に對し主要輸出先は英國、佛蘭西、オーストリア・ハンガリー、獨逸、埃及及伊太利にして、英國への主要輸出品は干葡萄とし、其他は主として煙草、橄欖油を輸出するものとす。從て希臘は歐洲大戰に土耳其が參加し、更に露西亞との通商が閉鎖せられたる後は穀物の外國より供給杜絶したる爲爾後右供給は一に聯合國の海軍力に依存せざるべからざるに至つたのである。更に希臘は是等主要物資購入の資金を供給するところの船舶收入が一に聯合國側の好意によらざるべからざることが、經濟上希臘をして聯合國側に參加せざるを得ざるに至りし理由である。

第四款 ロシアとの交渉

舊ロシア帝國と日本との間には明治三十八年九月八日にポーツマスに於て日露戰爭講和條約が調印され、其の第十二條に於て舊日露通商航海條約は戰爭のために消滅したが、兩國政府は戰爭以前に效力を有してゐた條約を基礎として新に通商條約を締結するに至るまでの間、最惠國待遇の地位を輸入税、輸出税、稅關手續、通過稅、頓稅、領事官、臣民及船舶に對する待遇及入國の許可に對して之を及ぼす旨規定した。其の第十二條の趣旨に基いて、明治四十年七月二十八日ゼント・ピータースブルグに於てロシアとの間に新通商航海條約が締結された。即ちロシアとの間には小村條約改正以前に對等且完全なる條約が締結されたのである。其の新條約第二條末項に注意すべき規定が挿入されてゐる。即ち本條及前條中に掲ぐる規定は兩國の一方に於ける商業、工業、手工業、職業、所有權、警察權、港灣及衛生に關する特別の法律、命令及規則にして外國人一般に適用すべきものには何等の影響を及ぼさざるものとする旨規定されてゐる。この制限は外國人一般に適用すべきものであり即ち最惠國待遇の保障が與へられてゐる故、陸奥日本條約の規定と異つて日本に對して差別待遇を與へやうとするものではない。しかしながら最惠國待遇の性質として、若しロシアが外國人一般に對して甚だしき制限を加へる場合には、其の入國居住の保障といふものは全然零になる。即ち閉鎖主義を採る國に對しては最惠國待遇それ自體が通商政策として何等價値を有するものでないといふことが、この日露通商航海條約に依つて明瞭にされた譯である。

次に注意すべきことは、日露條約中の附屬別約に於て、「左記の場合に於ては本條約中にある内國民待遇及最惠國待遇は適用せず」と規定されてゐることである。而して右除外例の場合は日本側に於て（一）日本と韓國との間の通商工業及航海に關する特別關係の規定、（二）マラツカ海峽以東に於ける日本に隣接する東アジア諸國と日本との通商關係であり、ロシア側に於て（一）國境地帶の地方貿易、（二）アルカンジエル州及アジア・ロシアの北部住民に許與する待遇、（三）ロシアとスウェーデン、ノルウェーとの間に締結せる條約に基く待遇、（四）ロシアとそのアジアに於

ける接境諸國との通商に關する規定である。尙之等の場合は最惠國待遇から除外されるのであるが、この待遇が第三國に許與されたときは、その相手締約國はその利益に均霑し得ることになつてゐる。從て例へばロシアがスウェーデン、ノルウェーに特遇を與へた場合、日本は他國と等しく之に均霑し得ないのであるが、他方日本が支那に與ふる特遇は日英條約に依り英國が之に均霑し得る故、從てロシアは右除外例の規定に拘らず英國に均霑してこの利益を獲得し得ることになるのである。それ故この條項はロシアにとつては利益となるが、日本にとつては結局不利なものとなつてゐる。更に注意すべきことが公文中に規定してある。即ち遼東租借地の生産物にして陸路滿洲國境を經て黒龍江州及沿海州に輸入されるもの、及前記二州内の生産物にして陸路國境を經て遼東租借地内に輸入されるものは、稅關上の便宜及課稅に關する一切の事項について双方とも滿洲生産物に準ずべきことを規定してゐる。

右ロシアが最惠國待遇の除外例と主張するものゝ中、（一）は舊清露國境兩側五十ヴエルストを無稅地帶と爲しめたるのを主とするものであるが、之は既述の如く一般國際法上最惠國待遇の除外例になつて居るので何等咎むべきでない。又ソ聯革命後支那との諸條約を廢棄したる後、右の如き無稅地帶は、ソ聯と支那との國境に廢止せられた。（二）はアルカンジエル及サイベリヤの沿岸は非常に交通が不便であるから、露西亞政府は其の住民の利益の爲め特定物品に對し無稅輸入の特典を與へてある。右無稅を理由として、日本は浦鹽斯德經由輸入貨物に無稅輸入を主張し得ないと云ふに過ぎないから大した問題ではない。又由來露西亞は歐羅巴・ロシアと亞細亞・ロシアとに別種の關稅定率法を實行して居た。浦鹽斯德港すら永く無稅輸入を許されて居たこともあつた。（三）ロシアとスウェーデン、ノルウェーとの間には古い條約により特惠關稅を適用し得べきものである。又歐洲大戰後ソ聯も舊露西亞帝國の一部を爲して居たフィンランド、エストニア、ラトヴィア、リツニア、ポーランドとの間に特惠關係を設定し得べきことを一般列國より承認せられて居る。（四）ロシアと亞細亞諸國全陸境、即ち支那、アフガニスタン、ペルシア、トルコとの貿易に對して

は特惠税率を設け、之を一般海港輸出入貨物と別待遇にすべしとの主張は、今日に於てもソ聯の主張するところである。其の理由は是等ペルシア、アフガニスタン、新疆、蒙古との貿易は交通甚だ不便であり、中には沙漠等の連亘して居るところもあるから、無税又は特に低税を以て輸出入の便宜を與めるの必要ありと云ふのである。是等眞に交通不便なる陸境貿易に例外を設くことは已むを得ないが、右最惠國待遇の除外例により對手國たるアフガニスタン、ペルシア、トルコ等が互惠的に北方より輸入せらるゝ綿布に對し特遇を設け、之が本邦品が競争上不利を受くる實例がある。又前記の如く之と交換的に日本が得たマラツカ海峡以東に於ける諸國に對し特遇を賦與し得べき権利は、日本と英吉利等第三國との條約中の最惠國條款の規定上實行し得ない爲め、事實片務的規定となつて居る。尤も英米等が日本との通商條約を廢棄し來れる結果日本が滿支及南方諸國に對し共榮圈としてプロツク的通商政策を探るの必要ありとせば、右舊日露通商條約の規定は再検討すべきである。當時の條約締結者たる本野駐露公使は、斯かることを豫見して日本の爲め例外を設けたとすれば卓見と言はざるを得ない。尙公文を以て遼東租借地の生産物にして、陸路満洲國境を經て黒龍江洲及沿海洲に輸入せられるものは、稅關上の便宜及課稅に關する一切の事項に付て双方とも滿洲國生産物に準ずべきことを規定して居るのも卓見と言はざるを得ぬ。元來遼東租借地即ち關東州租借地は支那領土たることは（満洲國）疑なきも、日本に於て租借地として日本の領土主權にアツシユミレートして居る。恰もザール流域が佛獨に兩屬の形であつたと同様である。從て關東州生産物は日本、支那兩者に於て第三國品よりも有利なる待遇を受くることが出来る。右關東州生産物の支那、満洲に於ける待遇を規定せるものが、明治四十年五月の大連稅關協定であり、又其の日本に於ける待遇を規定せるものが、大正十四年六月關東州生産物關稅制度である。

この日露條約は第十七條の規定により陸奥諸條約と等しく明治四十四年七月十七日を以て廢棄せしめ得るものであつたが、小村條約改正の際には廢棄を通告せずその儘にした。然るに大正六年十二月二十四日歐洲戰爭中ロシアでは

帝政が倒れて、ケレンスキイ政府が成立した。この政府は日本に對し一ヶ年の豫告を以て條約を廢棄すべきことを通告して來た。右通告の際ケレンスキイ政府は、之が爲め日露間を無條約とするが如きことなきを公文中にも附言したが、其の一ヶ年間にケレンスキイ政府倒れてソビエット聯邦が出來た爲め、右公文は其の儘效力を生じ、舊條約は消滅し、其後久しく日ソ間には何等通商條約關係がないことになつた。この場合ソ聯邦との間に條約を締結するときは日本はソ聯邦を承認することとなるので之は不可能であつた。當時英佛は恰も佛蘭西革命時代に於ける神聖同盟諸國に於ける如く聯合してソ聯を抑壓するの方針を採用した。之が爲め英佛はデニキンを助けてロシアのオデッサ方面を根據として、ウクライナ政府の獨立を圖り、又アルメニア及ジョージアに新興國を建設してバク油田を確保せんことを企圖した。日本もその勸誘に應じて、チエツコ・スロバツクの救援を理由として英米と共にサイベリアに出兵しオムスクまで攻め上ぼつてオムスク政府を作らせる計畫を樹てた。更にセミヨノフに極東共和國を作らせて日本とロシアとの間に緩衝國を設ける意圖もあつた。しかし米國はこの日本の野心を知ると同時に、チエツコ・スロバツクの軍がウラヂオから乗船して米國經由本國に歸るを機會に撤兵してしまつた。日本も撤兵したが五ヶ年間約三億圓も無爲に費消してしまつたと言はれた。

大正十四年一月二十日に至つて漸く北京に於て日ソ國交に關する基本條約が成立した。その基本條約第四條には通商航海條約の締結及びその實現に至るまでの一般交通原則について記してある。その第一號に「法令ニ從ヒ入國、旅行、居住スルノ完全ナル自由ヲ有シ又身體及財產ノ安全ニ對シ恒常完全ナル保護ヲ享有スベキコト」、第二號に「私有財產權並ニ通商、航海、產業及其他ノ平和的業務ニ從事スルノ自由ヲ最モ廣キ範圍ニ於テ且ツ相互ノ條件ノ下ニ他方ノ臣民又ハ人民ニ對シ自國領域内ニ於テ自國ノ法令ニ從ヒ附與スペキコト」第三號に「兩國ノ通商、航海及產業ヲ成ル可ク最惠國ノ地方ニ置クノ意向ナルニヨリ兩締約國ハ兩國間ノ經濟上又ハ其他ノ交通ノ増進ヲ妨グルニ至ルコトア

ルベキ禁止制限又ハ課金ヲ他方ニ對シ差別的ニ行フコトナガルベシ」と規定してゐる。右基本條約第四條に於ては一般通商航海條約と異り、ソ聯に於て共産制度を採用せる爲め、資本主義諸國內の條約と異り構文甚だ困難なるものがあつた。即ち第一號に規定する入國、旅行、居住等に關する自由を規定せるに當り、當該國の「法令ニ從ヒ」なる留保を附し居るところ、右留保は一般通商條約の用例によれば單に入國の手續、條件を規定せるに止り、右留保あるの故を以て入國其の者を禁止することは出來ざる次第なるが、ソ聯の如き法制組織の國にては最も嚴格なる入國、旅行、居住等に制限禁止を甘受せざるべきからざることとなるのである。又身體財産の安全に關しても、特に「恒常完全」Constant and complete protection なる字句を挿入し、ソ聯の國情に拘らずソ聯領土に於て日本人をして身體財產に關し充分なる保護を享受せしめんことを努めたるも、右字句も亦冒頭所載のソ聯の法令準據を條件とするが故に差したる效果あるものと思へない。又第二號に於てはソ聯の法令に於て一般國民に對し不動產所有權を許し居らざる關係上一般通商條約の規定と異り其の法令の許す限り「最モ廣キ範圍ニ於テ」帝國臣民に對し財產權を許與し、又通商、航海、產業等の平和的業務に從事するの自由を規定するの外策がなかつた。尤も同條に於ては特に「相互條件ノ下ニ」なる條件を附し、ソ聯國民は本邦に於て一般外國人と異り、ソ聯が日本帝國臣民に對して許し居る範圍内の財產權又は產業權等を有し得ることとした。從て目下本邦は一般外國人に土地所有權を許し居るも、ソ聯國民に對しては之を拒絕しても差支へないこととなつて居る。第三號に規定せる通商、航海、產業に關する最惠國待遇に付ても一般通商條約と異り「成ル可ク」なる字句を以て制限を加へ居るが故に、右基本條約の下にソ聯側は第三國との間に締結せる求償協定にする利益及イラン等との間の條約による陸境關稅に關する利益は之を本邦品に附與せず、之に反し本邦に於ては右基本條約の規定に鑑み、ソ聯の國民及通商、航海に對し、事實無條件の最惠國待遇を附與せざるべからざる羽目に至つたのである。

尙日ソ基本條約第四條第三號冒頭に於ては「自國ニ於ケル國際貿易ノ制度ヲ自國ノ法令ヲ以テ定ムルノ各締約國ノ權利ヲ害スルコトナク」と規定し居れるが、右規定は本條の爲めソ聯側の採用し居れる貿易國營主義が何等の影響を受くべきに非ざるを明かにせんが爲めである。因に昭和十六年四月十三日日ソ間に中立條約締結せられ、次いで六月十一日日ソ基本條約第四條第二項に豫想せる日露通商特別互惠協定成立したるが爲め、日ソ間の貿易は面目を改めんとするに至つたが、間もなく六月二十日獨ソ開戦により是亦畫餅に歸した。

歐洲大戰開始以前、本邦のロシアに對する貿易は地理的近接事情により漸次増進の傾向にありしが、歐洲大戰開始と同時に一大躍進を爲すに至つた。即ち露領亞細亞に對する明治四十三年に於ける輸出額は三百萬圓なりしものが、大正二年には四百萬圓、大正五年には一億千八百萬圓の多きに上り、歐羅巴ロシアに對しても明治四十三年には百萬圓なりしものが、大正二年には五百萬圓、大正五年には三千三百萬圓の多きに上つた。大正五年に於て斯くの如き多大の増進を示したる所以は次表の示すが如く、亞細亞ロシアに對しては銅、アンチモニイ、眞鍮、其の他の諸金属、藥材、羅紗、肌衣、靴等の軍需品に屬するものゝ輸出が増進したるに原因し、歐羅巴ロシアに對しては、シベリア鐵道經由により生絲及多額の小包郵便が歐羅巴に向け輸出せらるゝに至つた爲めである。之に反しロシアよりの輸入は抄々しからざりしも、漸次増進の傾向に在り、亞細亞ロシアよりの明治四十三年に於ける輸入額は七十萬圓なりしものが、大正五年には百八十萬圓見當に増進し、歐羅巴ロシアよりも大正五年には百萬圓見當の輸入を見るに至つた。右亞細亞ロシアよりは主として木材、大豆、豆粕等輸入せられ、歐羅巴ロシアよりは大戰前獨逸より本邦が供給を仰ぎたる麥芽、ホツプ等が輸入せらるゝに至つた。更に注意すべきは、左記統計表の外露領アジアに對しては、ボーリスマス講和條約により日本が漁業權を獲得せる關係上、明治四十年七月二十八日及昭和三年一月二十三日調印の日露漁業條約第十二條に於て沿海州及黑龍江州に於て漁獲又は採取したる魚類及水產物に對しては、其の製造せられたると

否とも問はず、何等の輸入税を本邦側に於て課することなきを規定して居る。右規定により是等沿海州等の漁產物は本邦より出漁する船舶による漁產物、即ち所謂内國船漁業による漁產物として關稅定率法第七條第十九號により無稅輸入を許さるものと同視せられ、輸入税を免ぜられて居るのであり、又右に對し最惠國待遇の規定により第三國產漁產物が均霑せざるが爲め、日英通商航海條約第二十五條末段及日佛通商航海條約第十八條第三號所載の除外例が規定せられて居るのである。斯かる内國產漁業及之に準ぜらるゝ漁產物の本邦へ輸入せられたるものは、明治四十四年に九百萬圓に過ぎぬが、大正八年には三千六百萬圓、大正九年には三千萬圓の多きに上つて居る。

古等同盟國側よりの輸入額六億九千五百萬ルーブル、即ち總輸入額中五割以上の供給を受け、又輸出に對しては總輸出額十五億八千三百萬ルーブルの中是等諸國へ五億五千二百萬ルーブル、即ち總輸出額の三分の一を占めて居つたのである。ロシアは政治上の理由により斯かる重要な貿易關係を遮斷し、獨逸側との間に戰争に入りたるものなるが、ロシア軍隊は右獨撲等に代へ聯合國側より軍需品の供給を仰ぐこと困難なりしに付、精銳なる獨逸軍の爲め遼早く崩壊するに至つたのである。右苦き經驗が新ソ聯政府於て貿易國營制度の下に嚴然たる自給自足政策を採用し、農業國より一躍重工業國に轉換せんとするの強硬政策を採用せるに付、ソ聯は新制度の下に國民生活の上に於て多大の犠牲を拂はざるを得ざるに至つたのである。

第十一表 歐洲大戰前後日露貿易關係表
(單位千圓)

第一 露領アジア
甲) 輸出

明治四三年
大正二年
一八四
五二七
一一七、六九三
大正五年
四、二七一
一二五〇三

一、〇〇一

一、一三四

六、一三三

一、五六一

三六八

五、〇六五

二、六二七

一、一三三

五、六七八

二、六七二

一、一三三

一、七七四

大正五年

三二九

一〇三

三二六

七二一

三四五

五六三

一六三

七六三

明治四年

豆材豆糟

第一歐羅巴ロシア

輸入總額

大木鑽

輸入總額

重要輸入品

沃硫藥染顏料

度加里靴

莫足羅染顏料

大小肌衣綢綃尺寸

刷用紙

印刷

度加里靴

沃硫藥染顏料

度加里靴

沃硫藥染顏料

度加里靴

沃硫藥染顏料

度加里靴

甲) 輸出

第一歐羅巴ロシア

輸入總額

大木鑽

輸入總額

重要輸入品

沃硫藥染顏料

度加里靴

莫足羅染顏料

大小肌衣綢綃尺寸

刷用紙

印刷

度加里靴

沃硫藥染顏料

度加里靴

沃硫藥染顏料

度加里靴

沃硫藥染顏料

		輸出總額	重要輸出品	
		輸入總額	重要輸入品	
明治四三年		一、八一	生小包郵便錄絲	輸入總額
大正二年		一、六八八	重要輸入品	輸出總額
大正五年		四、八九七	生小包郵便錄絲	輸入總額
大正二年		四、三七四	重要輸入品	輸出總額
大正五年		八、八八七	生小包郵便錄絲	輸入總額
大正二年		二七四	重要輸入品	輸出總額
大正五年		三三、九七九	生小包郵便錄絲	輸入總額
大正二年		一九七	重要輸入品	輸出總額
大正五年		一〇五	生小包郵便錄絲	輸入總額
大正二年		三〇六	重要輸入品	輸出總額

		(乙) 輸入	(乙) 輸出	
		輸入總額	重要輸入品	
明治四三年		二〇八	麥芽	輸入總額
大正二年		四一	重要輸入品	輸出總額
大正五年		一、一〇四	生小包郵便錄絲	輸入總額
大正二年		一〇五	重要輸入品	輸出總額
大正五年		三〇六	生小包郵便錄絲	輸入總額

第三節 獨、撲洪との條約消滅

前記の如く日本が獨逸に對して爲した大正三年八月二十三日付對獨宣戰布告により明治四十四年六月二十四日日獨間に調印の通商航海條約及特別相互關稅條約は附屬協定稅率と共に其の效力を消滅することとなつた。而して撲地利洪牙利に對しては宣戰布告もせず戰爭行為もしなかつたのであるが、撲洪は獨との同盟國なるにより獨逸との條約消滅と同時に撲洪に對しても大正元年十月二十八日調印の通商航海條約は同様其の效力を消滅せるものと看做された。右明治四十四年締結の日獨相互關稅條約附屬稅表甲號に於ては革類、サリチール酸、鹽酸キニネ及硫酸キニン人造藍、アリザリン染料及アニリン染料、毛織絲、毛綿織物、包裝用紙及燐寸用紙、亞鉛板、瓦斯機關、石油機